

## 神戸市外国語大学学長の任期に関する規則

2023年4月1日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学学長選考会議規則(2023年4月規則第61号)第2条及び第10条の規定に基づき、神戸市外国語大学の学長(以下「学長」という。)の任期に関する事項を定めるものとする。

(学長の任期等)

第2条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(雑則)

第3条 この規則の改廃は、神戸市外国語大学学長選考会議の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学学長の任期に関する規程(2008年4月規程第3号)は、廃止する。